

7川健障施第2373号
令和8年3月3日

市内 指定障害福祉サービス等事業者 管理者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害福祉サービス等情報公表制度に係る
障害福祉サービス等事業者経営情報の報告について（通知）

日頃から、本市障害保健福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発0423第1号）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示したところです。

障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号）第65条の9の7及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとしておりますが、経過措置として、「令和6年度決算情報（※1）」の報告は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとしております。

つきましては、各事業者におかれましては、令和6年度決算情報を令和8年3月31日までにご報告くださいますようお願いいたします。なお、令和8年3月末までに報告がなされなかった場合は、都道府県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点（令和8年4月1日）に遡って減

算の対象となりますのでご注意ください。

また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものであるため、未報告の場合は報告期限翌月から減算の対象となります。令和8年度以降につきましても、決算情報の報告をお願いいたします。

同制度の実施にあたりましては、下記Q&A（※2）もご参照いただきながら、一つでも多くの事業所からご報告をいただけるよう、引き続きご協力をお願いできますと幸甚です。

なお、本通知と行き違いで既にご対応いただいている場合は、何卒ご容赦ください。

（※1）経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることといたします。

（※2）障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ&A VOL.1

基本情報や運営情報、経営情報が未報告であることのために、上記減算の適用対象となる事業所を少しでも減らすべく、この度、厚生労働省より障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ&Aが発出されました。

本Q&Aにつきましては、昨年8月末より報告を開始した、経営情報の見える化に関する内容を中心に、厚生労働省や障害福祉サービス等情報公表制度に関するヘルプデスク宛に多く寄せられるご質問が盛り込まれています。

下記、厚生労働省HPに掲載されたQ&Aの内容を御了知の上、ご報告いただきますようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

（問合せ先）

障害者施設指導課 事業者指導担当

電話：044-200-0082

FAX：044-200-3932